

自転車安全利用 条例

～「愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例」～

平成25年7月1日施行

県では、歩行者、自転車、自動車等が、お互いの立場を思いやる気持ちで道路を共有する、「**シェア・ザ・ロード**」の精神を基本とし、自転車を安全かつ快適に、楽しく利用できる環境をつくるため、『愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例』を制定しました。

また、毎月10日を「**自転車安全利用の日**」とし、県民総ぐるみで自転車の安全な利用の促進を図ることとしています。

① 交通に関する法令の遵守



自転車は車両の仲間です!!

自転車は、法律で自動車と同じ「車両」に分類されますので、車道通行が原則です。

道路(車道)の左側端に寄って通行しなければなりません。

自転車は、次の場合に歩道を通行することができます。

- 1.道路標識や道路標示によって、歩道を通行できる場合
- 2.運転者が13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、身体障害者である場合
- 3.通行の安全を確保するために、やむを得ない場合

② 歩道・路側帯の走行

車道の左側にある歩道・路側帯を通行しましょう!!



歩道・路側帯を通行する場合は、車道の左側に設置されている歩道・路側帯を走行しましょう。また、その場合は車道寄りを行きましょう。

【路側帯とは…?】

歩道のない道路等で、歩行者が通行するために設置された、道路標示(白線)によって区分された部分のことで、自転車も通行できる。

③ 歩道の通行方法

**歩行者が多い場合は
自転車を押して歩きましょう!!**



歩行者が多く通行している歩道では、自転車を押して歩きましょう。

④ ヘルメットの着用

ヘルメットで身を守りましょう!!

自転車乗車中の交通事故で亡くなった方の64%が頭部の損傷が原因となっています。

自転車に乗る時は、ヘルメットを正しく着用し、自分の身を守りましょう。



⑤ 保険の加入

交通事故の加害者となった場合、自転車であっても多額の損害賠償を求められるケースがあります。

《事例1》賠償額 約5,000万円

夜間、女子高校生が携帯電話を操作しながら無灯火で走行中、歩行者と衝突し、歩行者に重大な障害が残った。

《事例2》賠償額 約3,000万円

朝、男子高校生が自転車で歩道から交差点に無理に進出し、通行中の自転車と衝突した結果、相手が亡くなった。

万が一に備え、損害賠償に対応できる保険に加入しましょう。

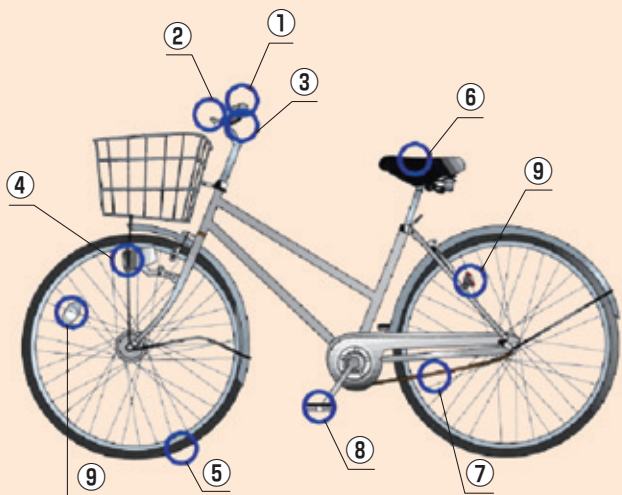


みきゃんも入るけん!!

⑥ 点検・整備

交通事故等の危険を避けるためには、使用する自転車の安全性が確保されていることが大切です。

また、他の車両から発見されやすくするために、反射材を装着したり、後方の安全確認のためにバックミラーを取り付けるなど、交通事故を防止する対策を行いましょ。



① ハンドル

前の車輪と直角に固定されているか。

② ベル

よく鳴るか。

③ ブレーキ

前輪ブレーキ、後輪ブレーキともよくきくか。

④ 前照灯

電球が切れていないか。明るいか。

⑤ タイヤ

適度に空気が入っているか。すり減っていないか。

⑥ サドル

適切な高さにしっかりと固定されているか。

⑦ チェーン

ゆるみ過ぎていないか。

⑧ ペダル

曲がっていないか。滑りやすくなっていないか。

⑨ 反射器材

付いているか。後方や側方からよく見えるか。

⑩ 全体

車体の破損や変形がないか。